

平成30年 第3回

三種町選挙管理委員会議案

平成30年3月29日提出

日 時 平成30年3月29日(木)

午前9時00分

場 所 三種町役場 第3会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件

- 議案第 5 号 選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて
- 議案第 6 号 選挙人名簿の移替えの延期について
- 議案第 7 号 選挙長の執務場所を定めることについて
- 議案第 8 号 候補者届出の受付順位の決定方法について
- 議案第 9 号 選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて
- 議案第 10 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
- 議案第 11 号 ポスター掲示場の掲示板の区画数を定めることについて
- 議案第 12 号 投票所を定めることについて
- 議案第 13 号 投票所の閉鎖時刻について
- 議案第 14 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて
- 議案第 15 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
- 議案第 16 号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて
- 議案第 17 号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて
- 議案第 18 号 投票及び開票の順序を定めることについて
- 議案第 19 号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
- 議案第 20 号 選挙会の日時及び場所を定めることについて
- 議案第 21 号 選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて
- 議案第 22 号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

- 4 その他

議案第 5 号

選挙時登録の基準日、登録日を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 22 条第 2 項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成 30 年 5 月 7 日（月）
（ただし年齢については平成 30 年 5 月 13 日）
- 2 登録を行う日 平成 30 年 5 月 7 日

議案第 6 号

選挙人名簿の移替えの延期について

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

移替えを延期する期間

平成 30 年 4 月 20 日（金）から平成 30 年 5 月 13 日（日）まで

議案第 7 号

選挙長の執務場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

平成 30 年 5 月 8 日（火） 午前 8 時 30 分以降

三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 8 号

候補者届出の受付順位の決定方法について

平成 3 0 年 5 月 1 3 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前 8 時 3 0 分現在において、三種町八竜農村環境改善センターに到着している者に限り、くじでその順位を定める。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

(議案第 8 号別紙)

三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付要領

1 受付の順序

三種町長及び三種町議会議員一般選挙における立候補届出の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期するため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

2 選挙長が行うくじの対象者及び方法

(1) くじの対象者

選挙期日の告示日の午前 8 時 30 分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者を対象とする。

(2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、取り出したくじ棒の番号をもって立候補届出の受付順序のくじを引く順序とする。

(3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同じ数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、(2)のくじで決めた順序により、順次取り出した玉の番号をもって立候補届出の受付順序とする。

3 くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序

くじの対象とならなかった者は、くじによって決定された最後の順序の次の順序とし、2人以上のときは、到着順とする。

4 立候補届出の受付順序

- ①三種町長選挙 ②三種町議会議員一般選挙

議案第 9 号

選挙公報掲載順序決定のくじを行う場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、三種町選挙公報の発行に関する条例第 4 条第 2 項に規定する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第 10 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における三種町ポスター掲示場設置条例第 2 条第 1 項の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

琴丘地区 49 箇所

山本地区 62 箇所

八竜地区 46 箇所 計 157 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 1 1 号

ポスター掲示場の掲示板の区画数を定めることについて

平成 3 0 年 5 月 1 3 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の掲示板の区画数を次のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- 1 三種町長選挙 上段、下段各 2 区画の合計 4 区画とする。

1	3
2	4

- 2 三種町議会議員一般選挙 上段、中断、下段各 8 区画の合計 2 4 区画とする。

1	4	7	10	13	16	19	22
2	5	8	11	14	17	20	23
3	6	9	12	15	18	21	24

議案第 1 2 号

投票所を定めることについて

平成 3 0 年 5 月 1 3 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

投票区	投 票 所	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 3 4 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 4 3 番地 1
鹿渡北	三種町琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 1 7 0 番地
落 合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 4 0 番地
勝 平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平 6 3 番地 3
大 町	山本公民館	三種町森岳字町尻 2 7 番地 1
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 1 5 1 番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢 7 2 番地 4 4
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0 番地 1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
豊 岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡 9 1 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
川 尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下 7 4 番地
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 1 1 7 番地
浜 田	浜口地区館	三種町浜田字福沢 5 7 番地
大 口	大口公民館	三種町大口字大口 4 5 番地
釜 谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷 1 8 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 4 8 5 番地

議案第 13 号

投票所の閉鎖時刻について

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり繰り上げる。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。

投票の時間 自 午前 7 時 00 分 至 午後 6 時 00 分

議案第 14 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 期日前投票を行う場所

三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3 三種町琴丘地域拠点センター

三種町豊岡金田字森沢 1 番地 2 三種町山本総合支所

三種町鵜川字西本田 2 番地 三種町八竜農村環境改善センター

2 期日前投票所を設置する期間

平成 30 年 5 月 9 日（水）から平成 30 年 5 月 12 日（土）まで

午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

3 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

平成 30 年 5 月 9 日（水）から平成 30 年 5 月 12 日（土）まで

午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

議案第 15 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において、公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 日 時 平成 30 年 5 月 8 日（火） 午後 5 時 40 分

2 場 所 三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

議案第 16 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵送により発送できる日を定めることについて

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

郵便により発送できる日 平成 30 年 5 月 4 日（金）

議案第 17 号

投票用紙の色及び文字の色を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | | |
|---|-------------|-----------|------|
| 1 | 三種町長選挙 | 投票用紙の色 | 白 |
| | | 投票用紙の文字の色 | 黒 |
| 2 | 三種町議会議員一般選挙 | 投票用紙の色 | オレンジ |
| | | 投票用紙の文字の色 | 黒 |

議案第 18 号

投票及び開票の順序を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 投票の順序

第 1 三種町長選挙の投票

第 2 三種町議会議員一般選挙の投票

2 開票の順序

第 1 三種町長選挙の開票

第 2 三種町議会議員一般選挙の開票

議案第 19 号

開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行う。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

議案第 20 号

選挙会の日時及び場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 近 藤 範 夫

1 投票を行う場合

- (1) 選挙会の日時 平成 30 年 5 月 13 日 (日) 午後 7 時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鵜川字西本田 65 番地 1
三種町八竜体育館

2 投票を行わない場合

- (1) 選挙会の日時 平成 30 年 5 月 13 日 (日) 午前 10 時開始
- (2) 選挙会の場所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三種町役場 第 1 会議室

議案第 2 1 号

選挙会（開票）参観人の数に制限を設けることについて

平成 3 0 年 5 月 1 3 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙会（開票）の参観人の数を次のとおり制限する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 立候補者及びその関係者 | 立候補者 1 人につき 5 人以内 |
| 2 | 一般の参観者 | 先着順に 5 0 人以内
平成 3 0 年 5 月 1 3 日午前 1 1 時から三種町
役場本庁 1 階ホールにて入場整理券を配布する。 |

議案第 22 号

選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて

平成 30 年 5 月 13 日執行の三種町長選挙及び三種町議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 29 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 近 藤 範 夫

1 日 時 平成 30 年 5 月 10 日（木） 午後 5 時 30 分

2 場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町役場 第 1 会議室

【今後の日程】

- 4 月中 第 4 回選挙管理委員会予定
- 5 月 1 日（火） 町長選挙・議会議員一般選挙立候補届出事前審査
午前 9 時～正午 三種町役場 第 1 会議室
- 7 日（月） 第 5 回選挙管理委員会（選挙時登録ほか）
午前 9 時 三種町役場
選挙公報掲載申請期限
- 8 日（火） 町長選挙・議会議員一般選挙 告示日
立候補届出受付
場所 三種町八竜農村環境改善センター
時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時
選挙公報掲載順序を定めるくじ 午後 5 時 1 0 分
投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじ
午後 5 時 4 0 分
- 9 日（水）～12 日（土） 期日前投票・不在者投票
- 10 日（木） 選挙立会人を定めるくじ 午後 5 時 3 0 分
- 12 日（土） 第 6 回選挙管理委員会（抹消登録）
- 13 日（日） 町長選挙・議会議員一般選挙 投・開票日
投票 午前 7 時～午後 6 時
開票 午後 7 時～ 三種町八竜体育館

無投票選挙会
午前 1 0 時～ 三種町役場 第 1 会議室